

## 主な論点

### 1 (仮称)医療機能強化型老人保健施設の介護報酬の評価の仕方について

療養病床の転換により、現在の療養病床の入院患者のうち一定の者が引き続き入所することにより新たに必要となる医療サービスである、①平日昼間における医療ニーズの高まりに対する対応、②夜間等の対応、③看取りへの対応について、介護報酬上どのような評価を行うか検討する必要がある。

#### (1)具体的評価内容について

これらの医療サービスの提供が可能となるような具体的な職種別の必要労働時間、その他必要となる物品費等に対する評価をどのように行うのか。

#### (2)介護報酬上の評価手法について

- ・ 入所者に等しく支払う方式と実際にサービス提供がなされた程度に応じて支払う方式をどのように組み合わせるのか。
- ・ (仮称)医療機能強化型老人保健施設は、法律上は介護老人保健施設となるが、介護報酬上に別個の施設サービス費を設けるか、それとも、算定の要件を明確にした上で、既存の施設サービス費に加算することにより評価を行うのか。

### 2 (仮称)医療機能強化型老人保健施設の入所者像の変化について

療養病床が(仮称)医療機能強化型老人保健施設に転換した後、一定期間が経過するのに伴い、退所等により入所者像が変化する可能性がある。

適切な医療サービスの提供が必要な者の受け皿を確保する観点から、一定の医療サービス等を必要とする者の割合を一定程度確保する仕組みを設けてはどうか。